

◎児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

(平成一九年六月一日法律第七三号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年四月二六日・衆議院本会議)

○小宮山洋子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、子供のとうとい命が奪われる児童虐待事件が減少するに至っていない現状にかんがみ、適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るため、所要の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査等をさせることができるものとする、

第二に、児童虐待を行っているおそれがある保護者が立入調査や出頭要求に応じない場合に、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判官の発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所等を臨検させ、または児童を捜索できるものとする、

第三に、虐待を受けた児童の一時保護または保護者の同意による施設入所措置の場合にも、児童相談所長等が保護者に対して面会または通信を制限できるものとする、

第四に、裁判所の承認による施設入所措置がとられた場合、都道府県知事は、児童虐待を行った保護者が、児童へのつきまといまたはその住居等の付近での徘徊を禁止することを命ずることができるものとし、この命令違反につき罰則を設けるものとする、

第五に、児童虐待を行った保護者が都道府県知事の指導勧告に従わなかった場合には、都道府県知事が虐待を受けた児童の一時保護等その他の必要な措置を講ずるものとする

こと

などです。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容です。

本案は、本日青少年問題に関する特別委員会で、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものです。

御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告 (平成一九年五月二五日)

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、いまだ児童虐待事件が減少するに至っていないこと、前回の改正法附則

に施行後三年以内の検討が規定されていること等を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策の更なる強化のため、児童相談所長等による児童の安全確認の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検制度の創設等必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君より趣旨説明を聴取した後、児童虐待が減らない理由と改正による効果、臨検の手続についての考え方、虐待を行った保護者に対する指導の在り方、児童相談所等の体制整備の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。